

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

- 平成 18 年度に評価の結果を取りまとめた「少年の非行対策に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりです。
- また、平成 17 年度に評価の結果を取りまとめた「大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりです。
- これらについては、平成 20 年 6 月 13 日に国会へ報告しています。

ア 評価の結果の政策への反映状況

テ ー マ 名	少年の非行対策に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成 19 年 1 月 30 日)
関係行政機関	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 少年の非行対策について、関係行政機関の各種施策（注）がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価 （注） 関係施策が多岐にわたるため、施策の対象や目的に着目し、施策群単位に整理</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>① 上記施策群のうち、国全体として効果を発現していると推測できる状況にはないものが 3 施策群（不良行為少年への対応、初発型非行の防止対策及び再非行（再犯）の防止対策）、一定の効果を発現していると推測できる状況にあるものが 2 施策群（いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策及び薬物乱用防止対策）あるが、いずれにおいても施策実施上の課題がみられる。</p> <p>なお、不良行為少年への対応及び初発型非行の防止対策の各指標については近年改善の兆しが見られる一方、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策の指標については、その数値が近年連続して増加しており、今後の動向に留意する必要がある。また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめの問題への取組の一層の推進が強く求められる状況にある。</p> <p>② 関係 5 府省において、個別施策の単位や評価等のための一定の単位で施策のフォローアップが行われているものの、薬物乱用防止対策を除き、必ずしも高い実施率とはなっておらず、全体的なフォローアップとして不十分な状況がみられる。</p>

意見	政策への反映状況
<p>関係 5 府省においては、今後の少年の非行対策を実施するに当たり、青少年育成推進本部等の下、引き続き少年の非行対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、特に次の取組を推進する必要がある。</p>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>i) 少年非行の現状に適切に対処するため、①14 歳未満の少年に係る事件の警察の調査権限の整備、②14 歳未満（おおむね 12 歳以上）の少年の少年院送致を可能にすること、③保護観察に付された少年が遵守すべき事項を遵守しない場合の措置の導入、④保護観察所や少年院の長が、少年の保護者に対する指導、助言等の措置をとることができることを明確にする規定を設けることなどを内容とする少年法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 68 号）が、第 166 回通常国会で成立し、平成 19 年 11 月 1 日に施行された。</p> <p>ii) 内閣府は、学校が夏休みに入る毎年 7 月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開している。</p> <p>平成 19 年度においては、本政策評価の指摘も踏まえ、重点課題として、「不良行為少年への的確な対応」、「初</p>

意見	政策への反映状況
<p>(1) 国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群にあっては、特に次の課題への取組を強化すること。また、効果を上げている取組事例に関する情報提供などにより、地域の関係機関の連携の下、地域社会と一体となって総合的かつ集中的に施策が実施されるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(課題)</p> <p>① 不良行為少年への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保 <p>② 初発型非行の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初発型非行少年の多数を占める中学生、高校生のそれぞれの段階において、警察、店舗等の協力を得て、万引き等の初発型非行が犯罪であるとの認識を深めさせ、それらの行為を思いとどまるという規範意識を身 	<p>発型非行の防止」、「再非行（再犯）の防止」、「いじめ・暴力行為等の問題行動の防止」及び「薬物乱用対策等の推進」を取り上げ、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化等を図るための取組（講演会、街頭キャンペーン等による広報・啓発活動の実施、街頭補導活動の強化等）を関係機関の連携の下に集中的に実施した。</p> <p>(1) 関係行政機関は、施策群ごとに、以下の取組を実施している。</p> <p>また、効果を上げている取組事例に関する情報提供について、内閣府では、今般、「少年非行事例等に関する調査研究」において、少年非行、特に再非行少年をめぐる情勢が極めて厳しくなっている状況の中、再非行少年に対する的確な処遇等が重要な課題であるとの認識から、再非行防止対策の現状と課題等について検討を行い、平成20年3月に、関係各機関等の連携強化による再非行防止対策や立ち直り支援対策等の一層の推進に活用できるよう報告書を取りまとめたところであり、今後、国、都道府県等の関係機関に情報提供することとしている。</p> <p>① 不良行為少年への対応</p> <p>不良行為少年への対応については、次のような取組を実施している。</p> <p>i) 警察庁は、関係機関や少年警察ボランティア（少年の健全な育成のための活動を行うボランティア）と連携し、不良行為少年に対する街頭補導活動を強化するとともに、少年柔剣道教室をはじめとする各種スポーツ活動、環境美化活動などの社会奉仕活動、少年サポートセンターを中心とした少年の居場所づくりを推進した。</p> <p>ii) 文部科学省は、少年の居場所の確保等のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年9月に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、警察等関係機関との連携により非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底 ・ 児童生徒が専門的な教育相談を受ける体制を整備するため、平成18年度から、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置できる経費を措置するとともに、20年度からは、公立小学校にも配置できる経費を措置 ・ 平成20年度に、少年に新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体で少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する調査研究を実施し、その成果を全国に普及する「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施 <p>なお、刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（0歳から19歳までの人口1,000人当たりの人数）は、平成17年の6.0人から、18年は5.5人、19年は5.1人となっている。</p> <p>② 初発型非行の防止対策</p> <p>初発型非行の防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <p>i) 警察庁は、少年の規範意識を醸成するため、関係機関等と連携した非行防止教室等の開催を推進するとともに、事業所の防犯基準（警察庁策定）等に基づき、引き続き店舗の防犯対策を推進した。</p> <p>ii) 文部科学省は、少年の規範意識の醸成等のため、</p>

意見	政策への反映状況
<p>に付けさせること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の防犯対策など万引き等をさせにくい環境づくり <p>③ 再非行（再犯）の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援 <p>また、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある2施策群にあっては、更に効果を発現させる観点から、特に次の課題への取組を強化すること。 (課題)</p> <p>① いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校的ないじめの把握、学校と家庭・地域との連携の一層の推進 ・ いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応 	<p>以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年9月の都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底（再掲） ・ 平成19年度から、非行少年等のための関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の充実方策等について実践的な研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施 <p>なお、初発型非行少年の検挙・補導人員（0歳から19歳までの人口1,000人当たりの人数）は、平成17年の4.4人から、18年は4.0人、19年は3.7人となっている。</p> <p>③ 再非行（再犯）の防止対策</p> <p>再非行（再犯）の防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <p>i) 警察庁は、非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため、警察、学校、児童相談所などの担当者がチームを構成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、個々の少年の問題状況に応じた的確な少年への指導・助言を実施する少年サポートチームの取組を推進した。</p> <p>ii) 法務省は、平成20年6月1日に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）を円滑に運用し、同法により整理・充実された保護観察における遵守事項を適切に運用することなどによるめりはりのある強じんな保護観察の実施及び更生保護に関する民間ボランティアの活動を促進することなどによる官民協働態勢の強化を図ることとしている。</p> <p>iii) 法務省及び厚生労働省は、少年院、保護観察所等と公共職業安定所が連携し、少年院在院者・出院者及び保護観察に付された少年に対する就労支援事業（職業相談・職業紹介、協力雇用主の開拓、職場体験講習、試行雇用奨励金の支給等）を、引き続き実施した。当該事業による平成19年度の就職件数は2,043件（平成18年度1,438件）となっている（件数は成人を含む。）。</p> <p>iv) 文部科学省は、平成20年度に、「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施することとしている（再掲）。</p> <p>なお、刑法犯少年の再犯者数（14歳から19歳までの人口1,000人当たりの人数）は、平成17年の4.6人から、18年は4.4人、19年は4.2人となっている。</p> <p>① いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策</p> <p>いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <p>i) 警察庁は、いじめ事案に適切に対応するため、学校等関係機関と連携しつつ、いじめに起因する事案の早期解決、被害少年への支援の取組を推進した。</p> <p>ii) 法務省は、以下の施策を実施し、引き続き、いじめ、不登校、児童虐待をはじめとする子どもの人権問題に関する相談体制の充実・強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用相談電話「子どもの人権110番」をフリー

意見	政策への反映状況
<p>② 薬物乱用防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止 	<p>ダイヤル化(平成19年2月。平成19年受付実績:約2万3,000件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「インターネット人権相談受付窓口」を開設(平成19年2月。平成19年度受付実績:約1,000件) 小中学生から手紙でいじめ等の相談に応じる「子どもの人権SOSミニレター」を実施(平成19年度受付実績:約1万3,000件) <p>iii) 文部科学省は、全校的ないじめの把握等のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置できる経費を措置するとともに、20年度からは、公立小学校にも配置できる経費を措置(再掲) 「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成19年11月公表)から、いじめられた児童生徒の立場に立った、より実態に即した把握ができるよう、いじめの定義を見直すとともに、学校がいじめを認知するに当たっては、アンケート調査の実施など児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるよう要請 平成19年度から、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施(再掲) 中学校の段階で多発するいじめや暴力行為を未然に防止するため、平成20年度から、小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践等に関する調査研究等を内容とする「いじめ未然防止に向けた社会性育成事業」を実施 <p>なお、いじめに起因する事件の検挙・補導人員(小学生、中学生、高校生の合計の1,000人当たり的人数)は、平成17年の0.023人から、18年は0.032人、19年は0.032人となっている。また、校内暴力事件の検挙・補導人員(同)は、平成17年の0.096人から、18年は0.102人、19年は0.101人となっている。</p> <p>② 薬物乱用防止対策</p> <p>薬物乱用防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警察庁は、薬物の危険性・有害性について正しい認識を持たせ、規範意識を醸成するため、関係機関等と連携した薬物乱用防止教室の開催を推進した。 文部科学省は、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催や薬物乱用防止シンポジウムの開催等を内容とする「薬物乱用防止教育推進事業」を引き続き実施するとともに、平成19年度の新規事業として、薬物乱用防止に関する効果的な指導方法等に関する調査研究を内容とする「薬物乱用防止等に関する学校・地域連携推進事業」を実施した。 <p>iii) 厚生労働省は、薬物乱用を防止するため、引き続き、以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止キャラバンカーが専門の指導員(麻薬取締官OB)とともに学校等を巡回する薬物乱用防止教室を開催(平成19年度952か所開催(4月から12月)) 啓発事業として、「不正大麻・けし撲滅運動」、「『ダメ、ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を主催し、全国約600か所での街頭キャンペーン等を実施。また、平成19年度には、大麻やMDMA等の乱用防止啓発読本

意見	政策への反映状況
<p>(2) 施策の目的・目標、その達成状況を測るための指標を整理した上で、個別施策や、施策の対象・目的に着目した施策の固まりごとに、関係指標の動向等に基づき、フォローアップを行うとともに定期的に見直すこと。</p>	<p>を作成し、全国の中学1年生に配布（123万部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等に薬物相談窓口を開設し、薬物に関する一般的な相談に応じるとともに、精神保健福祉センターにおいて、保健所等では対応が困難な相談指導をはじめ、薬物関連問題の知識の普及、薬物関連問題を有する家族を対象とした家族教室等を実施 <p>なお、薬物乱用少年の検挙・補導人員（0歳から19歳までの人口1,000人当たりの人数）は、平成17年の0.10人から、18年は0.13人、19年は0.10人となっている。</p> <p>(2) 施策のフォローアップについては、関係府省は、できるだけ個別施策の達成状況を測るための指標を設定した上でフォローアップを行い、施策の定期的な見直しを行うこととした。</p> <p>内閣府は、総合的な非行防止活動として展開している「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の実施に当たり、青少年を取り巻く社会情勢や課題等を踏まえて、毎年の重点課題を設定している。</p> <p>文部科学省は、平成20年度以降の政策評価においては、以下のような各種の取組等を個別に取り扱うことを通じて、施策の固まりごとに、適切にフォローアップを行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する取組の充実を図れるよう、教育相談体制や不登校対策のほか、学校を挙げた生徒指導体制や問題を抱える児童生徒の個々の状況に応じた支援に関する取組等 ・ 非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援するよう、活動の場の構築状況や同様の取組の実施状況など青少年の居場所づくりに関する取組 ・ 児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校保健（薬物乱用防止教育を含む）、食育・学校給食、学校安全に関する取組 <p>なお、内閣に設置する青少年育成推進本部において、「青少年育成施策大綱」の見直しの一環として、平成19年度に、少年非行対策の実施状況についてもフォローアップを行った。</p>

(注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第16条第2項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照
http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テ ー マ 名	大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成 18 年 3 月 31 日)
関係行政機関	環境省、国土交通省、経済産業省、国家公安委員会・警察庁

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	大気環境保全政策について、関係行政機関の各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施
○ 評価の結果	<p>① 対策地域の自排局における大気環境基準の達成状況については、NO₂は、全体では平成 11 年度以降達成率が緩やかな増加傾向となっている。SPMは、平成 15 年度以降、大気環境基準の達成率の大幅な増加がみられる。しかし、交差点等の周辺地域については、長期にわたって大気環境基準が達成されていない状況がみられる。</p> <p>対策地域の自排局における大気環境濃度については、NO₂及びSPMともに近年低下傾向にあるものの、非対策地域の自排局に比べ、依然として高い状況が続いている。</p> <p>② NO₂の大気環境濃度は、自動車NO_x法施行後 13 年を経過しているにもかかわらず、対策地域の自排局と非対策地域の自排局との間及び対策地域の自排局と一般局との間で、依然としてわずかな濃度差の縮小にとどまっており、対策の効果が顕著に発現するはずである対策地域の自排局の大気環境濃度の改善に著しい進展がみられない。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>平成 19 年 2 月に中央環境審議会から環境大臣に対し、「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」の意見具申がなされた。当該意見具申を踏まえ、大都市圏における大気の汚染の防止に向けた施策を強化するため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が改正された（以下、改正された特別措置法を「改正自動車NO_x・PM法」という。）。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 局地汚染対策の導入 ii) 流入車対策の導入 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>平成 19 年 8 月、改正自動車NO_x・PM法（平成 19 年 5 月改正。20 年 1 月施行）に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号。以下、改正された施行令を「改正自動車NO_x・PM法施行令」という。）が改正され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成 4 年総理府令第 53 号）等を改正した（平成 20 年 1 月施行）。</p> </div>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>関係行政機関においては、調査の過程で把握された次の課題について十分配慮し、今後の大気環境保全政策の推進を図ることが必要</p> <p>(1) 総量削減計画の実施状況については、</p> <p>① 平成 16 年度を含め過去 10 年間で、NO₂の大気環境基準を達成していない 29 局の自排局の中には、近傍道路で交差点のオープンスペース化等の局地汚染対策が行われているものも一部みられるが、大気環境濃度は依然として高い状況が続いており、その改善までには至っていないことから、有効な局地汚染対策を検討し、その着実な実施を推進すること。</p>	<div data-bbox="699 230 1412 461" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>また、平成 20 年 1 月、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(平成 14 年 4 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、改正自動車NO_x・PM法により導入された局地汚染対策及び流入車対策等が定められた。</p> </div> <p>個別の課題に対する意見の政策への反映状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 総量削減計画の実施状況について</p> <p>① 局地汚染対策の検討及びその着実な実施</p> <p>i) 改正自動車NO_x・PM法により、局地汚染対策が導入された。具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>a) 都道府県知事は、大気汚染が特に著しく、大気汚染を防止する対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定することができることとした。</p> <p>b) 都道府県知事は、重点対策地区を指定したときは、重点対策計画を策定しなければならないこととした。</p> <p>c) 重点対策地区において自動車交通需要を生じさせる程度の大きい建物を新設する者に対し、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出ることを義務付けた。</p> <p>ii) 環境省は、重点対策地区の指定制度を円滑に推進するため、「局地汚染対策支援事業」を平成 19 年度から実施することとした(平成 19 年度予算額 1,900 万円)。</p> <p>iii) 国土交通省は、局地汚染対策について、総合的・効果的な対策を立案するため、「交差点部等の局地汚染対策のための大気シミュレーション検討」を平成 19 年度から行うこととした(平成 19 年度予算額 3,000 万円)。</p> <div data-bbox="699 1599 1423 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>i) 改正自動車NO_x・PM法施行令等において、重点対策地区で自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等の届出が義務付けられる建物の用途や当該届出方法等が定められた。</p> <p>基本方針において、局地汚染対策の進め方として、交差点の改良等及びそれらに併せた道路緑化・環境施設帯の整備等を含む地域の実情に応じた総合的な局地汚染の緩和に資する対策を、関係機関の連携の下で進めること等が定められた。また、建物設置者による配慮の促進として、NO₂濃度等が高い交差点周辺部等に集客施設等の建物を設置</p> </div>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 交通流対策等について、施策の効果の検証実績が少ない状況がみられたことから、効果の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、今後の対策の在り方を検討すること。</p>	<div data-bbox="703 219 1417 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>する者に対し、荷捌き場や駐停車場所等の整備等を建物の用途等に応じて講ずるほか、建物利用者に対するアイドリングストップの呼びかけ等の措置を講ずること等が定められた。</p> <p>ii) 環境省は、平成 19 年度から「局地汚染対策支援事業」により、対策地域を有する都府県における汚染対策の調査検討、計画策定等の支援を実施している。</p> <p>平成 19 年度は、汚染対策の調査検討を愛知県で実施した。この事業は、平成 20 年度も引き続き実施することとしている（平成 20 年度予算額 1,900 万円）。</p> <p>iii) 国土交通省は、平成 19 年度から「交差点部等の局地汚染対策のための大気シミュレーション検討」により、局地汚染対策について総合的・効果的な対策を立案するための検討を実施している。</p> <p>平成 19 年度は、局地汚染対策の基本的な考え方の検討等を実施した。</p> </div> <p>② 交通流対策等について効果の把握及び今後の対策の在り方の検討</p> <p>i) 環境省は、交通流対策の効果の把握等を行うため、「局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査」を平成 19 年度から実施することとした（平成 19 年度予算額 800 万円）。</p> <p>ii) 警察庁は、NO_x・PM等の排出量削減に資する交通安全施設等の計画的・効果的な整備を図るため、交通安全施設等の整備による交通渋滞解消等、排出の抑止に係る効果の測定を行うとともに、現在用いている効果測定方法について検証するため、「交通安全施設等整備事業の効果測定及び測定方法の検証」を平成 19 年度に実施することとした（平成 19 年度予算額 1,014 万円）。</p> <div data-bbox="703 1525 1417 2024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>i) 環境省は、平成 19 年度から「局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査」により、海外のロードプライシング実施状況等の基礎的調査、局地汚染対策のモデル地域の抽出、シミュレーションの実施等を行っている。</p> <p>平成 19 年度は、ロンドン、ニューヨーク等海外におけるロードプライシングの実施状況の基礎的調査等を実施した。この事業は、平成 20 年度も引き続き実施することとしている（平成 20 年度予算額 800 万円）。</p> <p>ii) 警察庁は、平成 19 年度、交通安全施設等の整備による交通渋滞解消等、排出の抑止に係る効果の</p> </div>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>③ 自動車から排出されるNO_x (NOとNO₂の合計) 対策については、永年にわたり自動車NO_x法により対策を推進してきたにもかかわらず、NO₂の濃度に顕著な改善がみられない状況を踏まえ、NO₂を一層削減するため、大気中の化学反応によるNO₂の生成過程など大気汚染のメカニズムの解明に努め、有効な対策を検討し、その着実な実施を推進すること。</p> <p>(2) 車種規制の実施に伴い、対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車では規制適合車の割合が顕著に増加しているが、i) 規制適合車の割合の低い非対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車に対策地域に流入している一方で、ii) 条例により非適合車の流入を規制している首都圏において、非適合車の流入率が規制開始以降低下傾向にあり、規制の効果が発現している状況がみられる。したがって、対策地域内における対策地域外から流入する非適合車の交通量等による大気環境への影響や費用を勘案した上で、非適合車の流入規制の必要性を含め、流入車対策の導入に向けた検討を推進すること。</p>	<div data-bbox="707 215 1417 495" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>測定を行うとともに、「交通安全施設等整備事業の効果測定及び測定方法の検証」を実施し、その結果を踏まえ、整備効果の高い事業を重点的に推進することとした。</p> <p>なお、効果の測定は、平成20年度も引き続き実施することとしている(平成20年度予算額 541万円)。</p> </div> <p>③ NO₂を一層削減するための有効な対策の検討及びその実施</p> <p>環境省は、NO₂などの環境濃度の特性の解析・評価を行うための調査(総量削減対策環境改善効果検討調査：平成17年度から実施)や局地的な大気汚染が見られる地区における大気環境の現況解析及び局地汚染対策の効果把握を行うための調査(局地における大気汚染改善事業：平成16年度から実施)を行っており、調査結果については、対策地域を有する都府県に提供し、局地汚染対策の実施への活用を図ることとした。</p> <div data-bbox="707 929 1417 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>環境省は、平成19年度、NO₂などの環境濃度の特性の解析・評価を行うための調査(総量削減対策環境改善効果検討調査)並びに局地的な大気汚染が見られる地区における大気環境の現況解析及び局地汚染対策の効果の把握を行うための調査(局地における大気汚染改善事業)を引き続き行うとともに、その調査結果について、局地汚染対策への活用が図られるよう、対策地域を有する8都府県に提供した。</p> </div> <p>(2) 流入車対策の導入に向けた検討の推進</p> <p>i) 改正自動車NO_x・PM法により、対策地域外からの流入車対策が導入された。具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>a) 重点対策地区のうち、流入車の割合が高い地区で流入車を運行する一定の事業者に対して、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に関する計画の作成等を義務付けた。</p> <p>b) 流入車を使用する他の事業者及び荷主に対し、流入車からの自動車排出窒素酸化物等の排出抑制について努力義務を課すこととした。</p> <p>ii) 環境省は、流入車対策及び車種規制を円滑に推進するため、「自動車使用合理化推進事業」を平成19年度から実施することとした(平成19年度予算額1億3,000万円)。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(3) 自動車使用管理計画の作成・提出等については、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 未提出の事業者に対し罰則の適用があるが、自動車運送事業者のうち貨物自動車運送事業者の約3割が提出していない状況がみられること、 ii) 自動車運送事業者等以外については、報告義務事業者数が十分に把握できていない状況がみられること、 iii) 貨物自動車運送事業者では、対象となる自動車の捕捉率が約6割となっていること、 iv) 意見を聴取した事業者等から、複雑で作成に手間がかかり負担となっているとの意見が多く寄せられていること、 v) 提出を受けた行政機関において、低公害車等への転換状況等の分析やこれに基づく指導・助言が行われていないなど、対策への活用が不十分な状況がみられること <p>などを踏まえ、効果等の検証を行い、報告制度が有効に機能するよう見直しを行うこと。</p>	<p>(その後の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 改正自動車NOx・PM法施行令等において、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に関する計画の作成等を義務付ける事業者の要件等が定められた。 また、規制適合車の普及を促進するとともに、対策地域内における規制適合車の使用を促進するため、自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が創設された(平成20年1月施行)。 さらに、基本方針において、自動車を使用する事業者はステッカー制度の利用を進めるほか、荷主等も、自動車を使用する事業者等と連携しつつ、ステッカーの確認による規制適合車の使用の促進等に積極的に努めること等が定められた。 ii) 環境省は、平成19年度から「自動車使用合理化推進事業」により、運送事業者等が燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック等を導入する費用負担に対して補助を行っている。この事業は、平成20年度も引き続き実施することとしている(平成20年度予算額1億3,000万円)。 (注)平成20年度から事業名を「自動車省CO2対策推進事業」に変更 <p>(3) 自動車使用管理計画の作成、提出等の効果等の検証及び報告制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 改正自動車NOx・PM法において、自動車使用管理計画の作成、提出等について実効性を高めるために、新たに届出対象者を把握するための都道府県知事による報告徴収・立入検査権限を創設した。 ii) 環境省は、自動車使用管理計画の実施状況について、事業者等の取組を評価することができるよう、平成16年度の実施状況について平成18年12月に、平成17年度の実施状況について平成19年5月に、1事業者当たりの排出量及び1台当たりの排出量を整理し、自動車使用管理計画策定事業者における排出量の削減状況について検証を行うとともに、各都府県に情報提供し、事業者指導への活用を図ることとした。 また、自動車使用管理計画に係る排出量計算ソフトの整備を行い、平成18年度から計画策定に係る事業者の負担の軽減を図った。 <p>(その後の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 改正自動車NOx・PM法施行令において、新たに、届出対象者を把握するための都道府県知事による報告徴収の内容や立入検査の対象等が定められた。 ii) 国土交通省は、貨物自動車運送事業者からの自動車使用管理計画等の提出を促進するため、以下の措置を講じている。 a) 平成19年度、各運輸局から計画等を提出していない

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>事業者に対し、個別に督促状を送付する等の措置を講じた（平成 20 年 6 月末時点で提出していない事業者がある場合、同様の督促を再度実施することとしている。）。</p> <p>b) 各運輸局から業界団体に対し、計画等の提出を励行するよう事業者呼びかけの文書を、団体機関誌に平成 20 年 6 月末までに掲載するよう依頼することとしている。</p> <p>c) 平成 19 年度に送付した督促状により、同省ホームページ上で計画等作成用プログラムを提供していることを周知しており、20 年度においても、督促状及び団体機関誌への文書の掲載により、同様の措置を講ずることとしている。</p>

- (注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「政策の評価の観点及び結果」欄、「意見」欄及び「政策への反映状況」欄の用語は、次のとおり。
- ・「自動車NO_x法」：自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
 - ・「一般局」：一般環境大気測定局
 - ・「自排局」：自動車排出ガス測定局
 - ・「NO」：一酸化窒素
 - ・「NO₂」：二酸化窒素
 - ・「NO_x」：窒素酸化物
 - ・「SPM」：浮遊粒子状物質
- 3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)